

ソルティール 移動支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社カラムが開設するソルティール(以下「事業所」という。)が行う新宿区指定の移動支援事業(地域生活支援事業における移動支援。以下「移動支援」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下「移動支援従業者」という。)が、障害のある者に対し、適正な移動支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 事業所の移動支援従業者は、利用者の心身の状況や環境等を踏まえ、その能力を最大限発揮できるよう配慮し、社会参加を支援するための外出支援を行う。
- サービス実施にあたっては、関係機関、地域の医療・福祉等のサービスとの連携を図り、利用者の生活の質の向上に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

本事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- 名称 ソルティール
- 所在地 東京都新宿区四谷坂町4-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

- 管理者 1名(常勤)
事業の運営及び従業者の管理を行う。
- サービス提供責任者 2名(常勤)
利用申込に係る調整、技術指導、サービス内容の調整、計画の作成を行う。
- 移動支援従業者 (常勤6名、非常勤5名以上)
利用者の外出における移動中の支援及び安全確保、社会参加支援を行う。
- 事務職員 1名(常勤)
事務処理及び必要な庶務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条

- 営業日 通年営業(お盆・年末年始を除く)
- 営業時間 平日9:00~18:00、土日祝12:00~15:00
- 公式LINE・電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- サービス提供は、原則として365日、6:00~22:00の間で行う。

(移動支援の内容及び利用者から受領する費用等)

第6条

- 1 提供する移動支援の内容は以下のとおりとする。
 - 一 社会生活上必要不可欠な外出(通院、行政機関手続等)
 - 二 余暇活動等、社会参加のための外出支援
 - 三 計画の作成及びモニタリング等の管理的業務
- 2 利用料の額は、新宿区が定める基準額に基づき、対象者の自己負担上限額の範囲内で算定する。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を超えて行う移動支援に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用その他、利用者等から金銭の支払を求める場合には、その理由を文書で明示し、利用者の同意を得るものとする(署名または記名押印)。

(主たる対象者)

第7条

移動支援の対象者は、次に掲げる障害のある者(児)とする。

- 一 知的障害者(児)
- 二 精神障害者(児)
- 三 身体障害者(児)
- 四 難病等対象者(児)

(通常の実施区域)

第8条

移動支援の通常の実施区域は、新宿区内及びその他近隣地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

移動支援従業者は、支援中に利用者の病状の急変や事故、その他の緊急事態が発生した場合には、主治医または119番等への連絡など適切な措置を講ずるとともに、速やかに管理者へ報告する。

(虐待防止のための措置)

第10条

- 1 事業所は、利用者的人格を尊重した支援に努め、虐待の未然防止に必要な措置を講じる。
虐待が疑われる場合には、速やかに区市町村等へ報告し、必要な支援を行う。
- 2 虐待防止に関する責任者を選任する。
- 3 成年後見制度について周知し、必要に応じて利用支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対して、年1回以上の虐待防止研修を行い、新規採用時にも必ず実施する。
- 6 虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、検討内容を従業者に周知する。

(その他運営に関する留意事項)

第11条

- 1 移動支援従業者の資質向上を目的として、以下の研修を行う。

- 一 採用時研修：採用後 3 か月以内に実施
 - 二 継続研修：年 1 回以上の定期研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者でなくなった後も、秘密保持義務を遵守する旨を雇用契約に明記する。
- 4 本規程に定めのない運営に関する重要事項は、株式会社カラソと事業所の管理者の協議により定める。

附 則

本規程は、令和6年3月1日から施行する。

作成者

大西 日奈子